

大阪市教育委員会広告掲載取扱基準

1 趣旨

この基準は、大阪市広告掲載要綱第4条第15号に基づき、大阪市教育委員会における広告掲出審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載基準

大阪市教育委員会が実施する広告事業においては、次のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 学習塾、英会話教室、私立学校（大学を除く）、またはこれらの業種に準ずるもの
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) その他、教育長が不相当と認めたもの

附 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。